

東大和市第6次行政改革大綱（案）に対するパブリックコメントの結果について

東大和市第6次行政改革大綱（案）について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

- 1 提出した市民等の人数及び提出された意見の数
2人 3件
- 2 意見の提出期間
令和3年12月6日（月）から令和4年1月4日（火）まで
- 3 提出された意見の要約及び市の考え方
提出されたご意見の要約及び市の考え方は、以下のとおりです。

※ご意見につきましては、意見の趣旨を損なわない範囲で要約させていただいています。

提出者	番号	意見の要約	市の考え方
1	1	<p>P.11～20 職員定員適正化の推進 P.52 項目番号14 職員定員の適正化</p> <p>正規職員と人数について記載されているが、非正規の職員についての記載がない。市役所でも非正規の公務員が増えていると思われるので、正規・非正規職員を合わせた職員の定数管理について記載したほうが良いのではないか。</p>	<p>正規職員と非正規職員の定数管理につきましては、市では、地方自治法第172条第3項「職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職については、この限りではない。」に基づき、職員定数条例で常勤職員の定数の上限値を定めていますが、会計年度任用職員の定数は定めていません。</p> <p>行政改革大綱において、効果的・効率的な市政運営の実現に向けて、継続的な定員管理が必要である常勤職員の各年度の定員管理の目標値を定め、その適正化に取り組んでいます。</p> <p>会計年度任用職員については、制度上、定数の考え方はなく、1会計年度の範囲内で任用することとなっていますので、1会計年度ごとにその職の必要性を確認しています。</p> <p>このようなことから、行政改革大綱の取組としていませんが、毎年度見直しを行い、配置の適正化に取り組んでまいります。</p>

提出者	番号	意見の要約	市の考え方
2	1	<p>P.11～20 職員定員適正化の推進 P.52 項目番号 14 職員定員の適正化</p> <p>職員定数の検討について、会計年度任用職員をどのように位置づけているか。市民にとっては、正規職員も会計年度任用職員も区別がない。不安定な雇用で、人材育成なども不十分な会計年度任用職員が、正規職員よりも多い。正規職員と会計年度任用職員の人数割りについてどのようにされているか。職員定数を減らすより、非正規率を減らすことで、質の高く効率的なサービスが提供できるのではないか。</p>	<p>会計年度任用職員の定数につきましては、市では、地方自治法第172条第3項「職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職については、この限りではない。」に基づき、職員定数条例で常勤職員の定数の上限値を定めていますが、会計年度任用職員の定数は定めていません。</p> <p>行政改革大綱において、効果的・効率的な市政運営の実現に向けて、継続的な定員管理が必要である常勤職員の各年度の定員管理の目標値を定め、その適正化に取り組んでいます。</p> <p>会計年度任用職員については、制度上、定数の考え方はなく、1会計年度の範囲内で任用することとなっていますので、1会計年度ごとにその職の必要性を確認しています。</p> <p>このようなことから、行政改革大綱の取組としていませんが、毎年度見直しを行い、配置の適正化に取り組んでまいります。</p> <p>また、正規職員と会計年度任用職員の人数割りにつきましては、業務の性質を鑑み、本格的業務は常勤職員が従事し、それ以外の専門的な資格や経験が必要な業務、補助的業務は会計年度任用職員が従事することとしています。担い手や必要となる人数につきましては、毎年度見直しを行い、配置の適正化に取り組んでまいります。</p> <p>サービスの質や効率性につきましては、限られた財源や人的資源の中において、業務の性質に合わせて、担い手の最適化を図ることで効果的・効率的なサービス提供ができるものと考えておりますことから、こちらも毎年度の</p>

提出者	番号	意見の要約	市の考え方
			見直しの中で適正化を図ってまいります。
	2	<p>P.51 項目番号 12 更なる市民協働の推進の備考欄</p> <p>「市民とは、自治会、文化スポーツ団体、ボランティア団体など様々な団体等を含む。」の部分の具体的列挙に、「NPO、市民活動団体」も記載して欲しい。</p>	<p>「東大和市職員の市民協働の推進に関する指針」では、市との主な協働の主体として、地域の公共的・公益的活動を行う市民、文化・スポーツ団体、NPO法人・ボランティア団体、自治会・マンション管理組合、公益法人・外郭団体、企業・商店、老人クラブ、その他市民が委員を務める各種の委員会等それらを総称して「市民」としています。行政改革大綱推進計画（案）では、その中から主なものを記載しています。</p>